

# 中世の糟屋郡と筥崎宮領

佐伯 弘次

## はじめに

律令制下の郡郷名を記す「和名抄」は、筑前国糟屋郡の郷名として、香椎・志珂・厨戸・大村・池田・阿曇・柞原・勢門・敷梨の九郷をのせている。寛弘二年（一〇〇五）十一月十五日筑前国符案（内閣文庫所蔵文書／『平安遺文』四四二号）には、文書の宛所に「糟屋西郷司」が見える。したがって、11世紀初頭には、糟屋郡には東郷・西郷の二つの郷が所領の単位として成立していた。<sup>(1)</sup>

糟屋西郷には、「中原」「戸原村」のほか、「打橋村」「阿恵」「日守」「多々良村」「牛町」「平松」「寺門」「駒形」「ハスワ」「高田」「小松田」などの地名があり（石清水文書／『筥崎宮史料』四六五・四八七号、以下『筥』と略す）、現在の糟屋郡の西部一帯に分布している。これに対して糟屋東郷は、「南里」「和田・津波黒・田中」などの地名があり（石清水文書／『筥』四六六号）、糟屋郡の東南部に分布している。

「和名抄」の郡郷は、十一世紀の四十年代に大きな改編がなされ、中世的所領が形成されることが指摘されている。<sup>(2)</sup>中世の糟屋郡関係史料には、「香椎郷」「敷梨郷」「勢戸村」など、「和名抄」郷に由来する名称をもつ地名もあるが、「多々良郷」「蒲田別符」「青柳郷」「八田郷」「三苦郷」など、「和名抄」には見られない郷名も見られる。いわゆる中世的郡郷である。こうした新しい中世的郡郷がいつごろから成立したのかは明らかにしえないが、他地域と同様、平安後期以降に形成されていったと考えられる。

## 一、糟屋郡内の莊園

糟屋郡内の莊園について、その主なものを『角川地名大辞典』40福岡県などによりながら概観しよう。

### ① 猪野莊（久山町猪野）

安樂寺（太宰府天満宮）領。觀応三年（一三五二）が史料上の初見。足利尊氏が安樂寺に寄進した。

### ② 植木莊（須恵町植木）

宇美宮領。本家は石清水八幡宮。建久三年（一一九二）が初見。宇美宮六か莊の一つ。鎌倉後

期の正和二年（一三一三）には、沙汰人・名主らが年貢抑留を行なった。

③ 宇美荘（宇美町宇美）

宇美宮領。本家は石清水八幡宮。治承二年（一一七八）が初見。石清水八幡宮の祠官によって伝領された。

④ 小中荘（篠栗町尾仲）

安楽寺領。成立は早く、延喜十九年（九一九）の寄進という。鎌倉時代には地頭職が設置された。天文九年（一五四〇）、大内氏被官の河津氏が代官職をもつ。

⑤ 香椎荘（福岡市東区香椎）

大宰大弐平頼盛が領家職を持つ。蓮華王院に寄進。平家没官領となった後、源頼朝より平頼盛に返却される。のち大宰府領になる。建久八年（一一九七）、香椎宮は石清水八幡宮の支配下に入った。

⑥ 酒殿荘（粕屋町酒殿）

安楽寺領。長寛二年（一一六四）、安楽寺の開発によって成立。南北朝期以降は、「酒殿村」と表現される。

⑦ 多々良荘（福岡市東区多々良）

安楽寺領。至徳元年（一三八四）が初見。このほか、筥崎宮領糟屋西郷に「多々良村」があり、香椎社領に「多々良郷」がある。多々良は多々良川の河口部に位置するが、有力寺社領が錯綜していたと考えられる。

⑧ 田富荘（志免町田富）

宇美宮領。本家は石清水八幡宮。治承二年（一一七八）が初見。宇美宮領を相伝した石清水八幡宮の祠官によって伝領。

⑨ 福満荘（宗像郡福間町福間）

福万荘とも書く。中世においては糟屋郡に属した。京都の公家勘解由小路在宗家領があった。ここは、在地領主河津氏の根拠地であり、文明十一年（一四七九）、河津弘業は福万荘内在宗家領の代官職に任命されている。

⑩ 吉原荘（志免町吉原）

宇美宮領。建久三年（一一九二）が初見。本家は石清水八幡宮。同宮の祠官によって伝領された。

以上、十の荘園について概観した。宇美宮領と安楽寺領が多いことが特色である。平安末から鎌倉初期以降に見える荘園が多く、特に酒殿荘は安楽寺が自力で開発した唯一の荘園であるという。地方寺社領であっても、荘園制的な関係によって、宇美宮領は石清水八幡宮が、安楽寺領は菅原氏が、香椎社領は平氏や石清水八幡宮が支配をしていた。

## 二、糟屋郡内の筥崎宮領

柏屋郡内には、香椎社・筥崎宮・宇美宮などの有力な神社があった。その中で郡内に多くの社領を有したのは筥崎宮であった。本節では、糟屋郡内の筥崎宮領について概観したい。

十五世紀中後期の筥崎宮領を示すのが、文明十年（一四七八）十月の「筥崎宮神事用途注文」（石清水文書／『筥』四八七号）である。これには、筥崎宮で古来から行なわれてきた神事とその用途を書き上げているが、当時の状況を反映して、「不納」と注記された用途も多い。この文書は、文明十年十月という年代からみて、神領回復を意図した筥崎宮側が、当時博多に下向中であった守護大内政弘に対して提出したものと考えられる。この注文から、柏屋郡関係の社領を一覧表にしてみよう（表1）。

この表を見ると、「不納」「半分納」がかなり多いことがわかる。特に、郡内でも比較的遠隔地になる久原は全て「不納」であり、当時筥崎宮領としての実質を失っていた。筥崎宮領が危機におちいりつつあったことを示している。しかし、穂波郡や嘉麻郡の遠隔地社領と比べると、収納率は高いといってよい。糟屋郡内の社領は、那珂郡内の社領とともに、筥崎宮にとっては膝下社領であったからであろう。この表から、郡内の筥崎宮領を抽出すると、①柏屋西郷、②柏屋東郷、③久原郷、④青柳郷、⑤乙犬、⑥蒲田別府の六か所が検出される。以下、個別の社領ごとに、その動向を概観しよう。

### ① 糟屋西郷

文治三年（一一八七）八月三日、源頼朝は、平家のために祈禱をしていた筥崎宮宮司秦親重を有し、那珂西郷・糟屋西郷などの所領を与えた（『吾妻鏡』）。これに関連して、文治三年八月の日付を持つ「筥崎宮領坪付帳」（田村文書／『筥』八七号）がある。筥崎宮領の糟屋西郷・那珂西郷の坪付である。この史料の年号の部分は、本文の筆蹟とは異なり、明らかに追筆である。他の筥崎宮領の坪付は室町末期から戦国期のものしか伝来しない。したがって、この史料は、文治三年のものではなく、中世後期に成立し、のちに年代の追筆がなされたと考えたい。

前述のように、柏屋西郷には、「中原」「戸原村」「打橋村」「阿恵」「日守」「多々良村」「牛町」「平松」「寺門」「駒形」「ハスワ」「高田」「小松田」などの地名を含んでいる。筥崎宮に近い福岡市東区多々良から柏屋町打橋・戸原・中原にかけての一帯に位置する。

筥崎宮領糟屋西郷は、戦国期の惣田数が百八十町であった（石清水文書／『筥』四六五号）。その中には、座主田三十町、加灯三十町、打橋村三十町、阿恵・日守八町四反、下中原二十三町四反、筥崎御織地二十三町六反、多々良村四町六反などを含んでいる。戦国期には武家被官による代官請負がなされていた。戸原麦尾遺跡は、おそらく糟屋西郷戸原村の中に位置すると考えられる。

神事	社領	用途	注記
二月十五日六日	糟屋郡西郷牛町役	7斗	加座主田
〃	糟屋西郷牛町四反役	5斗	年不・加座主田
三月三日	糟屋東郷	3石	預所役
四月八日	糟屋西郷平松一町役		近年未納・押領
七月十五日	駒形五反(糟屋西郷)		混座主田内京進役
〃	ハス7四反(〃)		〃
八月十五日放生会	久原郷役	3石	不納
〃	青柳郷社家	3石	半分納
〃	地頭分	3石	半分納
九月九日	青柳郷社家	3石	9斗不納闕怠
十月一日	糟屋西郷高田一町役	2石5斗	
〃	〃 アウリヤウシ役	1斗	納
〃	〃 七庄司役	2斗5升	納
〃	〃 小松田五反役	1斗5升	納
十月十五日	青柳郷役社家分	1石7斗	
霜月御神樂	青柳郷社家分	1石5斗	
〃	同郷地頭分	1石5斗	近年半分納
十二月十四日	糟屋乙犬役	2斗	納
〃	同郷坂本役端應寺	3斗	納
〃	同	2斗	不納
〃	同新高一町役	5斗	納
〃	同ムキ田一町	5斗	神光寺不知地
〃	同ムマワタリ町二反役	5斗	不納
十二月十五日	糟屋四月田	1石5斗	加座主田京進役
潤月	青柳郷役	2斗5升	
〃	蒲田別符役	2斗5升	
〃	久原菊王丸役	1斗	不納
〃	久原益永役	1斗	不納
〃	糟屋東郷役	2斗5升	
〃	同 西郷役	1斗	

表(1) 糟屋郡の笛崎宮領(「笛崎宮神事用途注文」より)

## ② 糟屋東郷

糟屋東郷がいつ筥崎宮領となったのかはわからない。嘉禎三年（一二三七）五月の宗清処分状（石清水文書／『筥』三三二号）によると、「粕屋東郷<sub>筥崎宮領  
司相伝領掌之由在讓狀</sub>」が宗清の女少将局に譲られている。鎌倉前期にはすでに筥崎宮領となっており、本家職は石清水八幡宮の祠官によって伝領されていた。この社領も戦国期の惣田数は百八十町であり、南里四十町、和田・津波黒・田中百三町七反を含んでいた（石清水文書／『筥』四六六号）。戦国期には、糟屋西郷同様、武家被官による代官請負がなされていた。

## ③ 久原郷（久山町久原）

寛元五年（一二四七）の法橋栄舜譲状によれば、久原内牟多田一町は筥崎宮講経免田であった。久原郷には、益永各・菊王丸名などの名が存在した。前述のように、文明十年の段階では、筥崎宮領としては有名無実化していた。

## ④ 青柳郷（古賀町青柳）

戦国期の田数は、五十町で、納分は十五貫文であった（石清水文書／『筥』四六六号）。嘉禎三年の宗清処分状には、「青柳郷<sub>筥崎宮領  
一期之後、可付本所教清</sub>」とあって、宗清の女房に譲られている。応永三十一（一四二四）八月二十二日、良清は、青柳郷下地を一円に、分錢二百貫文で田中融清に沽却した（石清水文書／『筥』四〇八号）。

## ⑤ 乙犬（篠栗町乙犬）

岩門合戦で武藤景資に味方した筥崎宮執行成直は、乙犬丸を没収され、弘安九年（一二八六）閏十二月二十八日、同地は神田糺らの御家人に給与された。その後、筥崎宮領として復活したと見られる。戦国期の田数は二十町（石清水文書／『筥』四六六号）。室町期には石清水八幡宮田中坊の直務支配となる。戦国期には、同じ筥崎宮領の和田（篠栗町和田）・大隈（粕屋町大隈）とともに、大内氏の筑前守護代杉氏が代官職を得ている。

## ⑥ 蒲田別府（福岡市東区蒲田）

戦国期の田数は十三町。乙犬名同様、若門合戦後に没収され、御家人に蒲田別府倉永名が与えられた。正平二十一年（一三六六）には預所として宗久為元がいた。

以上の社領のほか、薬王寺村（古賀町薬王寺）（田村文書／『筥』七十五号）、長者原（粕屋町長者原）（田村文書／『筥』一二四号）、大隈村などが筥崎宮領として検出される。以上のように、筥崎宮領は糟屋郡全体に分布していた。

# 三、筥崎宮領戸原村

次に、本遺跡がある戸原（村）について述べよう。戸原は、筥崎宮領糟屋西郷の中に含まれる。田数は十三町六反。明応三年（一四九四）の坪付によると、戸原村の田数は十二町あり、う

ち年不が一町五反あり、屋敷が四か所あった（田村文書／『笞』一二三号）。田の12.5%が年不となっており、この当時、耕地が不安定であったことを示している。先に、中世後期のものとした「笞崎宮領坪付帳」には、戸原十三町六反の坪付が一筆ごとに書き上げられている。それを一覧表にしてみよう（表2）。

この戸原坪付は合計三十五筆ある。一反に満たないものから、一町規模のものまで多岐にわたるが、概して零細な耕地片が多い。平均すると一筆四反弱となる。斗代は、最も低いものが一斗三升代で、最も高いものが三斗六升代である。二斗代台が大半を占め、平均の斗代は二斗三升弱である。中世の戸原の生産力はさほど高くないと考えられる。ただし、屋敷地に三斗台の斗代が多く見られるため、屋敷の周辺に門田などの比較的生産力の高い耕地が付属していたと考えられる。不作となっているのは四か所のみであり、明応三年の年不一町五反と比べると非常に少ない。この坪付が作成された当時は耕地が安定していたのだろうか。

明応八年（一四九九）十二月二日の「戸原田地坪付」（田村文書／『笞』八七号）にも一筆ごとの耕地の書き上げがあり、作人の名前が記されている。ただしこの史料は錯簡があり、完全なものではない。この坪付には、「宗兵部方被申時付之分」と記されている。こ

場 所	田 数	不	斗 代
はすいの屋敷	3 反半	半不	3 斗 5 升
同 屋敷	1 反		3 斗 5 升
はたけ中	大		3 斗 5 升
上屋敷	6 反		3 斗 6 升
えかう	1 町		2 斗
みくりまち	6 反		2 斗 3 升
まかり	3 反		2 斗 3 升
上つかさ	1 町		2 斗 2 升
むろ田	1 町		2 斗 6 升
ひわたし	1 町		2 斗
きしのもと	3 反		2 斗 7 升
こくさは	7 反	1 反年不	2 斗 3 升
つちあな	1 町		1 斗 3 升
まえた	3 反		2 斗 3 升
おとた	3 反		2 斗 5 升
かいそい	7 丈		3 斗 6 升
はたけた	4 丈		2 斗 5 升
つかわら	3 反		2 斗 3 升
みはし	3 反	不 1 反	2 斗 5 升
しまめくり	3 反	不大	2 斗
ひとせまち	1 反		1 斗 5 升
かたひらた	3 反		1 斗 5 升
くすはかわら	3 反		2 斗 5 升
おおちそい	1 反		1 斗 5 升
はらた	2 反		1 斗 6 升
いかかはら	2 反		2 斗 5 升
かみまかり	大		2 斗 2 升
りうのつほ	1 町		1 斗 6 升
ひわのくひ	小		1 斗 5 升
かみくきしは	60 分		2 斗
大ねん仏てん	半		2 斗
わたうのほり	小		1 斗 5 升
はた	1 反		1 斗 5 升
己川てんしん田	7 反		2 斗 5 升
くすは	7 反内	川小	2 斗 5 升

表(2) 戸原坪付

の当時、宗兵部が戸原村を知行していた可能性がある。

### おわりに　—中世後期の動向—

中世後期の糟屋郡の動向を、筥崎宮領を中心に簡単に見て、しめくくりとしたい。

南北朝期にはいると、郡内が直接戦乱にまきこまれるようになる。九州に下向した足利尊氏が南朝方に勝利した建武三年（一三三六）三月の多々良川の合戦、菊地武光が九州探題斯波氏經を破った貞治元年（一三六二）九月の長者原の合戦はその代表的なものである。とくに、多々良川の合戦が室町幕府の成立に与えた影響は極めて大きい。

南北朝期には、半濟や押領によって、多くの寺社領が武家領化していく。糟屋郡内の所領も当然そのような傾向にあったが、筥崎宮は膝下社領であるだけに、郡内社領の保全に力を注いだと考えられる。室町時代にもこうした傾向は続くが、筥崎宮領で注目されるのは、本家の石清水八幡宮祠官の直務支配の努力である。

応仁・文明の乱後、大内氏の領国支配が強化される。これにともない、筑前国内の所領の武家領化がさらに進展する。筥崎宮領においては、大内氏被官による社領の代官請負が一般化する。これは、寺社領を知行制の中に組みこもうとする大内氏と、社領の年貢確保を図ろうとする筥崎宮の妥協の産物であった。これは筥崎宮領だけの傾向ではない。文明十六年（一四八四）二月十八日、大内政弘は、奉行人杉弘依に対して、糟屋郡内顕孝寺領打橋三十町の代官職を与えた（「永田秘録」所収文書）。多々良顕孝寺の寺領の代官請負である。この大内政弘下文に、「正税者寺納」「余得者給恩」という文言が見える。寺社に契約した正税（年貢）以外は余得分として、大内氏からの給恩となったのである。こうした余得分の給恩は、例えば石清水社領の代官請負をした大内被官杉長忠が、「至余得分者、公事足參拾石地、遂武役」とされているように（石清水文書／『筥』四〇一号）、大内氏の軍役が賦課されたのである。

このような状況の中で、筥崎宮領の土貢をめぐって、武家被官同志が争い、生害に及ぶという事件も起きてくる（田村文書／『筥』一一六号）。また、那珂郡の筥崎宮領堅糟は、半濟か収公の対象となり、大内氏からある武士に給与された。この時、「昔者雖為百廿貫之在所、其比被檢地、定米八十石に被相定候」ということになった（石清水文書／『筥』四六〇号）。大内氏により完全に知行制の中に組みこまれ、検地さえ行なわれたのである。

天文二十年（一五五一）の大内義隆の滅亡後、筥崎宮領に加えられた武家側の圧迫はさらに強まる。大内義長のもとで筑前守護代となった陶晴賢は、筥崎宮領である那珂西郷や糟屋郡和田・乙犬・大隈などを「公領」としてしまう（石清水文書／『筥』四四五、四五二号）。大内氏の公領すなわち直轄領といつても、実質的には陶氏領となったと考えられる。ここに筥崎宮領は最大の危機をむかえ、社領回復のための種々の努力を強いられることになる。

しかし、筥崎宮領の有名無実化＝武家領化は、上からのみ進んだわけではない。天文五年（一

五三六) の奏禪書状(石清水文書／『筥』四七七号)に、「当時者、地下之儀、悉く守護被官ニ罷成候間、本家不被及御進退候」とある。在地では、守護をはじめとする武士層による小領主・農民層の被官化が広範に進展しつつあった。筥崎宮領は、上下からの板ばさみにあい、その実体を急速に失っていったと考えられる。

## (注)

- (1) 『角川地名大辞典』40福岡県(角川書店)1988年。なお、本稿で言及する糟屋郡内の地名についての記述は、特にことわらない限り、本書による。
- (2) 坂本賞三『莊園制成立と王朝国家』第三章第一節(壇書房)、1985年。
- (3) 有川宣博「石清水八幡宮による筥崎宮領の支配」(『九州史学』51号)より作成した。